

別紙

報告書の提出及び委託料の支払についての特約条項

受注者は、業務委託契約書及び業務委託契約約款に定めるほか、発注者が定めるこの報告書の提出及び委託料の支払についての特約条項に従う。

(報告書の提出)

第1条 受注者は、令和6年11月29日までに、別記様式第1号による委託業務完了報告書を、発注者に提出する。

2 発注者は、前項の規定により、報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。

3 前項の委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と業務委託契約書4に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(委託料の支払)

第2条 委託料は、別紙支払内訳書のとおり受注者に支払うものとする。

2 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとするものとし、発注者は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。発注者が支払期日までに受注者に対して委託料を支払わないときは、発注者は、受注者に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

3 受注者は、前条第2項の通知に基づき、当該通知を受けた日から起算して10日以内に委託料概算払精算書を発注者に提出する。

4 受注者は、委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。

5 前項に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

別記様式第1号

委託業務完了報告書

令和6年 月 日

広島県知事様

所在地
名称
代表者

令和6年 月 日付けで委託契約を締結した広島県グアナフアト州友好提携10周年記念事業知事訪問団派遣に係る各種手配等業務を次のとおり実施したので報告します。

- 1 実施期間 令和6年 月 日から令和6年 月 日まで
- 2 事業実施報告書 別紙1のとおり
- 3 経費内訳書 ※様式は任意

事業実施報告書

区 分	内 容
1 事業の名称	広島県グアナフアト州友好提携 10 周年記念事業知事訪問 団派遣に係る各種手配等業務
2 事業の実施期日	令和 6 年 月 日から令和 6 年 月 日
3 事業の実施場所	
4 実績金額	
5 備考	

※経費明細を添付してください。